

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第11号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして県人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として県人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、<u>同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして県人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <p>8～11 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～30 [略]</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項の規定により職員 <u>（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）</u>を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして県人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として県人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 55歳を超える職員の第5項の規定による昇給は、<u>同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて県人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>8～11 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～30 [略]</p> <p>31 第28条の3第1項に規定する職にある職員で次の各号のいずれかに該当</p>

するものの平成26年4月から平成27年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち第29条第5項に規定する職制上の段階、職務の級等を考慮して定められる割合が100分の20である職員 100分の25

(2) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち前号に掲げる職員以外の職員 100分の15

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。